

制定 2023 年 4 月 1 日

I. 目的

この要綱は、日本医療ビジネス大学校（以下「本校」という。）が、学校運営全般に係る学校評価の実施及び結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

II. 学校評価の体系

本校では、学校教育法第 42 条及び同法施行規則第 66 条に規定する「自己評価」、及び学校教育法第 43 条及び同法施行規則第 67 条に規定する「学校関係者評価」を実施する。また、この実施状況を踏まえ、学校とその設置者が実施者となり、学校から独立した第三者による評価機関が設定する評価基準（評価項目）に基づき行われる「第三者評価」を導入することで、学校評価全体の充実を図る。

1. 自己評価

自己評価は、学校の目標達成状況等を自ら検証することを通じ、学校の現状と課題を明らかにし、教育活動その他の学校運営の改善を図ることを目的として実施する。

1) 委員会の設置

学校自己評価を円滑に行うために、学校自己評価委員会を設置し、別に学校自己評価委員会規定を定める。

2) 評価内容

自己評価の評価内容は、以下の項目とする。

- (1) 教育理念・目標
- (2) 学生の受け入れ
- (3) 学生生活への支援
- (4) 教育課程
- (5) 教育活動・教育指導のあり方
- (6) 実習指導体制
- (7) 研究・研修活動
- (8) 組織・管理運営
- (9) 施設設備
- (10) 社会への貢献
- (11) 予算
- (12) 学校評価

3) 評価の実施

- (1) 自己評価の実施は、毎年度末までに行う。
- (2) 前項の評価項目を、各委員が分担して評価を行う。
- (3) 各委員が行った評価を取りまとめ、委員会が最終評価を行う。

4) 自己評価結果の報告、公表

- (1) 委員長は、学校自己評価報告書を作成し、速やかに学校長に報告する。
- (2) 学校長は、学校自己評価報告書をホームページ等適切な方法を用いて公表する。

2. 学校関係者評価

学校関係者評価は、本校が選任し構成された評価委員会等が行う評価で、学校教育活動その他の学校運営について、自己評価の結果を踏まえ、各種資料の検証、学校の諸活動の観察等と通し、客観的立場から学校運営の改善を促すことを目的として実施する。

1) 委員会の設置

学校関係者評価を円滑に行うために、学校関係者評価委員会を設置し、別に学校関係者評価委員会規定を定める。

2) 評価内容

学校関係者評価の評価内容は、学校自己評価の項目に準ずる。

3) 評価の実施

- (1) 学校関係者評価の実施は、翌年6月末までに行う。
- (2) 学校自己評価の結果を踏まえ、各種資料の検証、学校の諸活動等を根拠に評価を行う。
- (3) 各委員が行った評価を取りまとめ、委員会が最終評価を行う。

4) 学校関係者評価結果の報告、公表

- (1) 委員長は、学校関係者評価報告書を作成し、速やかに学校長に報告する。
- (2) 学校長は、学校関係者評価報告書をホームページ等適切な方法を用いて公表する。

3. 第三者評価

第三者評価は、学校教育活動その他の学校運営について、学校から独立した第三者による評価機関が、専門的、客観的立場から評価を行い、今後の学校運営の加地文改善の方向性を提示することを目的として実施する。

1) 評価者

学校長は、第三者評価を実施するため、学校運営に関する外部の専門家等による第三者評価機関（以下「第三者評価機関」という。）に調査を依頼する。

2) 評価内容

第三者評価の評価内容は、第三者評価機関が設定する評価基準（評価項目）に基づく。

3) 評価の実施

第三者評価機関は、本校から提出された自己評価報告書及び関連参照資料をもとに、書面調査、ヒアリング調査、訪問調査を行い、前項の要求事項を満足しているかを確認、評価する。

4) 第三者評価の報告、公表

(1) 第三者評価機関は、調査結果を学校長へ報告する。

(2) 学校長は、第三者評価報告書をホームページ等適切な方法を用いて公表する。

Ⅲ. その他

その他学校評価に関し必要な事項は学校長が定める。

附 則

1. この要綱は、2023 年 4 月 1 日から施行する。